

令和7年度先端技術産学連携創出支援事業に関する委託業務  
(イノベーション創出人材育成事業)  
企画提案競技募集要項

## 1. 競技に付する事項

### (1) 業務名

令和7年度先端技術産学連携創出支援事業に関する委託業務  
(イノベーション創出人材育成事業)

### (2) 目的

本競技は、イノベーション創出人材育成に向けた研修等を効率的かつ効果的に開催、実施するための企画・運営事務等について業務委託を行うものである。そのことから、先端技術に関する豊富な知見、企画・運営事務等について、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために実施する。

### (3) 業務内容

別添「令和7年度先端技術産学連携創出支援事業に関する委託業務（イノベーション創出人材育成事業）仕様書」のとおり

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

### (5) 限度額

11,738,650円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※研修会場使用料（会場費）も含まれます。

## 2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (3) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3. 提案審査への応募

提案する委託業務について、以下のとおり応募すること。

#### (1) 募集期間

令和7年2月25日から令和7年3月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### (2) 提出書類

以下の書類を提出するものとする。サイズはA4サイズとする。

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 会社（団体）概要（様式3）
- ④ 実施体制（様式4）
- ⑤ 事業費積算書（様式5）
- ⑥ 誓約書（様式6）

#### (2) 提出方法

- ① 提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦課  
E-mail：[a14290@pref.oita.lg.jp](mailto:a14290@pref.oita.lg.jp)
- ② 提出締切：令和7年3月14日（金） 午後5時15分必着

#### (3) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式7）」を提出すること。

### 4. 提案競技審査会

#### (1) 日時

令和7年3月19日（水） 14時頃

#### (2) 場所

Zoom（URLは別途お知らせ致します）

#### (3) 選定団体数

1団体

### 5. 審査方法及び結果通知

#### (1) 審査方法

上記3の提出書類等及び上記4の提案競技に基づき下記の基準により審査し、最も評価の高

い者を実施主体として選定する。

審査項目	審査基準	配点
事業目的に照らして、妥当な提案となっているか。	提案者が事業目的と期待する効果を理解し、かつ実現可能な提案内容となっているか。	20
企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。	講座の提案内容は県内の産業構造等を捉まえており、かつイノベーション創出のための適切なカリキュラムの検討がなされているか。	60
	参加者に対して、カリキュラム後の適切なフォローアップに関する検討がなされているか。	
	目的達成ために適切な講師選定となっているか。	
企画提案内容の実現性はあるか。	業務実績等から提案内容が確実に実現できると期待できるか。	10
	事業実施に必要なかつ適切な費用が見積もられているか。	
事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。	提案内容を確実に履行できる組織体制、連携体制が構築されることを期待できるか。	10
	業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な知識、ノウハウ、ネットワークを有しているか。	

## (2) 結果通知

審査結果は提案競技参加団体に文書で通知する。

## 6. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、様式8により、Eメールにて令和7年3月11日（火）午後5時15分までにご連絡ください。なお、Eメール送信した後、その旨を大分県商工観光労働部先端技術挑戦課（TEL：097-506-2893）へ、電話にてご連絡ください。

質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）以内に、大分県ホームページに掲載します。

(1) 質問提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦課

E-mail：a14290@pref.oita.lg.jp

(2) 回答の場所

大分県ホームページ>組織から探す・所属一覧>商工観光労働部・先端技術挑戦課

## 7. その他

(1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。

- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

#### 8. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部先端技術挑戦課（担当：河野、田邊）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2893 FAX 097-506-1728

メール a14290@pref.oita.lg.jp